

報告第13号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月28日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成30年6月24日 午前9時00分頃 飛驒市古川町沼町233番地1 飛驒市古川トレーニングセンター敷地内	
事故の概要	相手方の車両が、飛驒市古川トレーニングセンター敷地内の側溝に設置しているグレーチングを跳ね上げ、車体下面（オイルパン）を破損した。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	34,836円
市の過失割合	—	50%
損害賠償金	—	17,418円
内 訳	保険金	17,418円
	一般財源	0円
専決年月日	平成30年11月13日 専決第15号	